ふれあい BOX 利用規約

- 桑名市社会福祉協議会の関係団体及び団体会員、メンバーが使用できます。個人の利用はできません。
- ボランティア活動等の社会貢献活動を円滑に行うための利用に限ります
- 使用に関して社協が必要と認めた場合のみ使用できます。
- 特別な場合を除き、保管期間は原則2日までとなります。
- ・ 月に2回程度、利用できます。※困窮者等支援は利用制限なし
- ・ 利用には予約が必要です。
- ダイヤル式の鍵で施錠します、利用者は必ず施錠時のダイヤル番号を確認してください。 社協はダイヤル番号の管理はしません。

【保管できないもの】

- 現金、貴重品(重要な物品、書類、資料等を含む)
- 揮発性・爆発性のある危険物
- その他、保管することが適切でないと、社協が判断するもの

【収納物の撤去】

次のいずれかに該当する場合、利用者に連絡しないで、社協の裁量で、ロッカーを開雇 し、収納物を保管、廃棄、その他の処分をする場合があります。

- ・ 利用期間が経過したとき
- その他、社協が適当と認めたとき。

【損害賠償責任】

収納物の損害賠償責任を負いません。